

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月31日

【会社名】 株式会社テレビ朝日

【英訳名】 TV Asahi Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 早 河 洋

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目9番1号

【電話番号】 03(6406)1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営戦略局長 藤ノ木 正哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目9番1号

【電話番号】 03(6406)1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営戦略局長 藤ノ木 正哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、株式会社ビーエス朝日（以下「BS朝日」といい、当社と併せて「両社」といいます）との間で、平成26年4月1日（予定）を効力発生日として、当社の吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）および両社間の株式交換（以下「本株式交換」といいます）を併用する方法により、当社を認定放送持株会社とするグループ体制に移行することについて基本的な合意に達し、両社取締役会において決議の上、平成25年7月31日に「基本合意書」（以下「本基本合意書」といいます）を締結し、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2および第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は、本基本合意書に基づき、当社取締役会において決議の上、（ ）当社の100%子会社であるテレビ朝日分割準備株式会社との間で、本吸収分割に係る吸収分割契約を本日締結し、（ ）BS朝日との間で、本株式交換に係る株式交換契約を本日締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

・ 認定放送持株会社体制への移行の日程

・ 吸収分割について

(1) 本吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

大株主の氏名又は名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

(3) 本吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

吸収分割に係る割当ての内容

その他の吸収分割契約の内容

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

(5) 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

・ 株式交換について

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

大株主の氏名又は名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

(3) 本株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の株式交換契約の内容

その他の株式交換契約の内容

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

3 【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

(訂正前)

・ 認定放送持株会社体制への移行の日程

本基本合意書締結承認取締役会（BS朝日）	平成25年7月30日（火）
本基本合意書締結および分割準備会社設立承認取締役会（当社）	平成25年7月31日（水）
本基本合意書締結（両社）	平成25年7月31日（水）
臨時株主総会基準日（両社）	平成25年9月30日（月） <u>（予定）</u>
分割準備会社設立（当社）	平成25年10月中 <u>（予定）</u>
本株式交換契約締結承認取締役会（BS朝日）	平成25年10月25日（金） <u>（予定）</u>
本吸収分割契約および本株式交換契約締結承認取締役会（当社）	平成25年10月31日（木） <u>（予定）</u>
本吸収分割契約締結（当社および分割準備会社）	平成25年10月31日（木） <u>（予定）</u>
本株式交換契約締結（両社）	平成25年10月31日（木） <u>（予定）</u>
本株式交換契約承認臨時株主総会（BS朝日）	平成25年12月16日（月）（予定）
本吸収分割契約および商号変更承認臨時株主総会（当社）	平成25年12月17日（火）（予定）
本吸収分割の効力発生日（当社および分割準備会社）	平成26年4月1日（火）（予定）
本株式交換の効力発生日（両社）	平成26年4月1日（火）（予定）
商号変更日（当社および分割準備会社）	平成26年4月1日（火）（予定）

(注1) 当社の無線局免許に係る免許人の地位については、分割準備会社に承継することを予定していません。従って、本組織再編は、(i)当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含みます）、()分割準備会社が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（当社の有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含みます）および()本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られることを停止条件とする予定です。また、本組織再編は、その効力が生ずる直前時において、効力発生時点の到来により本吸収分割と本株式交換が互いに効力を生ずることが確実となっていることを停止条件として、その効力を生ずることになります。

(注2) 上記日程は現時点の予定であり、今後手続きを進める中で、両社協議の上、変更される場合があります。

(注3) 当社は、本株式交換については、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の承認を必要としない「簡易株式交換」の手続きにより行います。

・ 吸収分割について

(1) 本吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	テレビ朝日分割準備株式会社 (平成25年10月中に設立する予定)
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目9番1号
代表者の氏名	代表取締役 早河 洋
資本金の額	1億円(予定)
純資産の額	2億円(予定)
総資産の額	2億円(予定)
事業の内容	放送法による基幹放送事業および一般放送事業、放送番組、録画物、録音物および映画の制作、販売ならびにその輸出入に関する事業など

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

分割準備会社は、平成25年10月中に設立する予定であり、本臨時報告書提出日までに終了した事業年度はありません。

大株主の氏名又は名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式総数に占める持株数の割合
株式会社テレビ朝日	100%(予定)

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社として設立される予定です。
人的関係	当社より取締役を派遣する予定です。
取引関係	事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(3) 本吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、別途新設する分割準備会社を吸収分割承継会社とする分社型の吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

未定です。

その他の吸収分割契約の内容

未定です。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

未定です。

(5) 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社テレビ朝日（平成26年4月1日に、本組織再編の効力が生じること を条件として、「テレビ朝日分割準備株式会社」から商号変更予定）
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目9番1号
代表者の氏名	代表取締役 早河 洋
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	放送法による基幹放送事業および一般放送事業、放送番組、録画物、録音 物および映画の制作、販売ならびにその輸出入に関する事業など

・ 株式交換について

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

大株主の氏名又は名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年6月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式総数に占める持株数の割合
株式会社テレビ朝日	37.07%
株式会社朝日新聞社	18.83%
朝日放送株式会社	6.57%
住友商事株式会社	4.20%
株式会社竹中工務店	2.86%

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社は、B S朝日の発行済株式総数の37.57%（間接保有の0.50%を含む）の株式 （平成25年6月30日現在）を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名がB S朝日の社外取締役を、社外取締役1名がB S朝日の社外取 締役を兼務しております。また、当社の従業員20名がB S朝日に出向しており、 当社の従業員1名がB S朝日の取締役を兼務しております。
取引関係	当社は、B S朝日にB Sデジタル放送番組を販売し、B S朝日から番組の制作受 託等をしております。B S朝日は、当社から番組等を購入しております。また、 当社は所有している建物等をB S朝日に賃貸しております。

- (3) 本株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の株式交換契約の内容
その他の株式交換契約の内容
その他の株式交換契約の内容については、今後BS朝日と協議の上、平成25年10月31日に株式交換契約を締結する予定です。

- (5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社テレビ朝日ホールディングス
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目9番1号
代表者の氏名	代表取締役 早河 洋
資本金の額	366億円(予定)
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	グループ経営管理事業

- (注) 当社は、平成26年4月1日(予定)に、本組織再編の効力が生じることを条件として、商号を「株式会社テレビ朝日ホールディングス」に変更する予定です。

(訂正後)

・ 認定放送持株会社体制への移行の日程

本基本合意書締結承認取締役会 (BS朝日)	平成25年7月30日(火)
本基本合意書締結および分割準備会社設立承認取締役会 (当社)	平成25年7月31日(水)
本基本合意書締結(両社)	平成25年7月31日(水)
臨時株主総会基準日(両社)	平成25年9月30日(月)
分割準備会社設立(当社)	平成25年10月15日(火)
本株式交換契約締結承認取締役会(BS朝日)	平成25年10月30日(水)
本吸収分割契約および本株式交換契約締結承認取締役会 (当社)	平成25年10月31日(木)
本吸収分割契約締結(当社および分割準備会社)	平成25年10月31日(木)
本株式交換契約締結(両社)	平成25年10月31日(木)
本株式交換契約承認臨時株主総会(BS朝日)	平成25年12月16日(月)(予定)
本吸収分割契約および商号変更承認臨時株主総会(当社)	平成25年12月17日(火)(予定)
本吸収分割の効力発生日(当社および分割準備会社)	平成26年4月1日(火)(予定)
本株式交換の効力発生日(両社)	平成26年4月1日(火)(予定)
商号変更日(当社および分割準備会社)	平成26年4月1日(火)(予定)

(注1) 当社の無線局免許に係る免許人の地位については、分割準備会社に承継することを予定していません。従って、本組織再編は、(i)当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等(認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含みます)、()分割準備会社が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等(当社の有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含みます)および()本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られることを停止条件としています。また、本組織再編は、その効力が生ずる直前時において、効力発生時点の到来により本吸収分割と本株式交換が互いに効力を生ずることが確実となっていることを停止条件として、その効力を生ずることになります。

(注2) 上記日程は現時点の予定であり、今後手続きを進める中で、両社協議の上、変更される場合があります。

(注3) 当社は、本株式交換については、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の承認を必要としない「簡易株式交換」の手続きにより行います。

・ 吸収分割について

(1) 本吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	テレビ朝日分割準備株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目9番1号
代表者の氏名	代表取締役 早河 洋
資本金の額	1億円
純資産の額	1億円
総資産の額	1億円
事業の内容	放送法による基幹放送事業および一般放送事業、放送番組、録画物、録音物および映画の制作、販売ならびにその輸出入に関する事業など

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

分割準備会社は、平成25年10月15日（火）に設立され、本臨時報告書の訂正報告書提出日までに終了した事業年度はありません。

大株主の氏名又は名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式総数に占める持株数の割合
株式会社テレビ朝日	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社です。
人的関係	当社より取締役を派遣しています。
取引関係	特筆すべき重要な取引関係はありません。

(3) 本吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする分社型の吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

分割準備会社は、本吸収分割に際して、分割準備会社の普通株式90株を発行し、その全てを当社に対して割当て交付します。

その他の吸収分割契約の内容

当社と分割準備会社が平成25年10月31日に締結した本吸収分割契約の内容は別添1のとおりです。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、分割準備会社の発行済株式の全てを保有しており、また、本吸収分割に際して分割準備会社が発行する株式の全てが当社に割当交付されることから、分割準備会社の資本金の額等を考慮の上決定しました。

(5) 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社テレビ朝日（平成26年4月1日に、本組織再編の効力が生じること を条件として、「テレビ朝日分割準備株式会社」から商号変更予定）
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目9番1号
代表者の氏名	代表取締役 早河 洋
資本金の額	1億円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	放送法による基幹放送事業および一般放送事業、放送番組、録画物、録音物および映画の制作、販売ならびにその輸出入に関する事業など

・ 株式交換について

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

大株主の氏名又は名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年9月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式総数に占める持株数の割合
株式会社テレビ朝日	37.07%
株式会社朝日新聞社	18.83%
朝日放送株式会社	6.57%
住友商事株式会社	4.20%
株式会社竹中工務店	2.86%

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社は、B S朝日の発行済株式総数の37.57%（間接保有の0.50%を含む）の株式（平成25年9月30日現在）を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名がB S朝日の社外取締役を、社外取締役1名がB S朝日の社外取締役を兼務しております。また、当社の従業員20名がB S朝日に出向しており、当社の従業員1名がB S朝日の取締役を兼務しております。
取引関係	当社は、B S朝日にB Sデジタル放送番組を販売し、B S朝日から番組の制作受託等をしております。B S朝日は、当社から番組等を購入しております。また、当社は所有している建物等をB S朝日に賃貸しております。

- (3) 本株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の株式交換契約の内容
その他の株式交換契約の内容
当社とBS朝日が平成25年10月31日に締結した本株式交換契約の内容は別添2のとおりです。

- (5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社テレビ朝日ホールディングス
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目9番1号
代表者の氏名	代表取締役 早河 洋
資本金の額	366億円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	グループ経営管理事業

(注) 当社は、平成26年4月1日(予定)に、本組織再編の効力が生じることを条件として、商号を「株式会社テレビ朝日ホールディングス」に変更する予定です。

別添1

吸収分割契約書

株式会社テレビ朝日（住所：東京都港区六本木六丁目9番1号）（以下「甲」という。）とテレビ朝日分割準備株式会社（住所：東京都港区六本木六丁目9番1号）（以下「乙」という。）とは、甲が第1条に定める事業に関する権利及び義務を分割して乙に承継させること（以下「本吸収分割」という。）に関し、平成25年10月31日付けで、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲のグループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する承継対象権利義務（第2条第1項に定義する。）を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（承継対象権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。なお、承継対象権利義務の承継につき、関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、同意等を要するものについては、当該許認可等の取得を条件とする。
2. 甲から乙に対する本吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受けの方法によるものとする。なお、当該承継する債務が会社法第759条第2項に基づき重畳的債務引受けとなった場合において、甲が当該債務について履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。
3. 甲は、承継対象権利義務の承継の効力発生及び対抗要件の具備に関し、登記、登録、届出、通知等の手続が必要となるものであって、甲がこれらの手続の一部又は全部を行う必要があるものについては、乙と協議の上、これに協力して遅滞なくその手続を行う。

第3条（吸収分割の対価）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、承継対象権利義務に代わり、乙の普通株式90株を発行し、その全てを交付する。

第4条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第37条に従い乙が別途定める金額
- (3) 利益準備金の額 金0円

第5条（本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年4月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（吸収分割契約の承認）

1. 甲は、平成25年12月開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認及び本吸収分割に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、平成25年12月開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認及び本吸収分割に必要なその他の事項に関する決議を求める。
3. 前二項に定める手続は、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙に対して、本吸収分割に関連して競業避止義務（会社法第21条に定める義務を含む。）を負担しないものとする。

第8条（前提条件）

本吸収分割の効力の発生は、以下に定める全ての条件が充足されていることを前提条件とする。

- (1) 甲が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等、乙が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等、並びに、甲及び乙において本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られていること
- (2) 甲が、株式会社ビーエス朝日との間で株式交換契約を締結し、効力発生日の直前において、当該株式交換契約に基づく株式交換の効力を生じることが確実となっていること
- (3) 第6条第1項に定める甲の臨時株主総会及び同条第2項に定める乙の臨時株主総会において本契約の承認及び本吸収分割に必要なその他の事項に関する決議が得られていること

第9条（条件の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定めなき事項及び本契約に関する疑義については、甲及び乙は、誠意を持って協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年10月31日

甲： 東京都港区六本木六丁目9番1号
株式会社テレビ朝日
代表取締役社長 早河 洋

乙： 東京都港区六本木六丁目9番1号
テレビ朝日分割準備株式会社
代表取締役 早河 洋

(別紙) 承継対象権利義務

1. 承継の対象となる資産

承継対象事業に係る一切の資産。但し、以下のものを除く。

- (1) 甲の株式事務のための預金口座及びキャッシュ・マネイジメント・システムに供する資金集中のための預金口座に係る預金
- (2) 連結子会社(株式会社シーエス・ワンテンを除く)株式、関連会社(株式会社ビーエス朝日を除く)株式以外の全ての株式及びその他の有価証券
- (3) 甲が保有する全ての株式に関して本効力発生日の前日までに基準日が到来する剰余金配当請求権
- (4) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる立替金、前払費用その他の流動資産及び固定資産

2. 承継の対象となる債務

承継対象事業に係る一切の債務。但し、以下のものを除く。

- (1) 短期借入金
- (2) 未払配当金債務
- (3) 租税債務
- (4) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる流動負債及び固定負債

3. 承継の対象となる契約

本吸収分割の効力発生の直前において甲が締結している一切の雇用契約及び甲がテレビ朝日労働組合との間で締結している労働協約のうちテレビ朝日労働組合との間で承継対象として合意したもの(但し、労働組合法第16条に定める基準に関する事項を除く。)、並びに、承継対象事業に係る一切の契約。但し、以下のものを除く。

- (1) 会計監査人との間で締結した監査契約(これに附帯又は関連する契約を含む。)

- (2) 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (3) 金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約
- (4) 証券会社との間で締結した一切の契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (5) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (6) 会社役員賠償責任保険契約
- (7) 乙に承継されない資産及び債務に附帯又は関連する契約
- (8) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業にかかる契約

4. 許認可

承継対象事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

以上

別添2

株式交換契約書

株式会社テレビ朝日（住所：東京都港区六本木六丁目9番1号）（以下「甲」という。）と株式会社ビーエス朝日（住所：東京都渋谷区神宮前一丁目3番10号）（以下「乙」という。）とは、甲乙間の株式交換に関し、平成25年10月31日（以下「本契約締結日」という。）付けで、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部（甲が保有する乙の株式を除く。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式数の合計に18を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の各株主（甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式18株の割合をもって割り当てる。
3. 本契約締結日後、効力発生日（第4条に定義する。）までの間に、前二項に定める本株式交換の比率について、その算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第3条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める金額
- (3) 利益準備金の額 金0円

第4条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年4月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、甲において、会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合は、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、平成25年12月開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
3. 前二項に定める手続は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される取締役会において定めるところに従い、本株式交換に際しての会社法第785条第1項の定めに基づく株式の買取りの効力が生じた直後に乙が保有している自己株式の全部を、株式買取請求に係る株式の買取りの効力が生じた後、本株式交換の効力発生までの間に消却する。

第7条（前提条件）

本株式交換の効力の発生は、以下に定める全ての条件が充足されていることを前提条件とする。

- (1) 甲が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等並びに甲及び乙において本株式交換に必要な関係官庁からの許認可等が得られていること
- (2) 甲が、テレビ朝日分割準備株式会社との間で、甲のグループ経営管理事業を除く一切の事業に関して有する権利義務をテレビ朝日分割準備株式会社に承継する旨の吸収分割契約を締結し、基準時において、当該吸収分割契約に基づく吸収分割の効力を生じることが確実となっていること
- (3) 第5条第1項但書に定める場合において本契約につき甲の株主総会による承認が必要となった場合に、甲の株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議が得られていること
- (4) 第5条第2項に定める乙の臨時株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議が得られていること

第8条（条件の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定めなき事項及び本契約に関する疑義については、甲及び乙は、誠意を持って協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年10月31日

甲： 東京都港区六本木六丁目9番1号
株式会社テレビ朝日
代表取締役社長 早河 洋

乙： 東京都渋谷区神宮前一丁目3番10号
株式会社ビーエス朝日
代表取締役社長 風間 建治